

11月は「児童虐待防止推進月間」です

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。こうしたことを踏まえ、2020年4月1日から体罰が許されないものであることが決定されました。

～あなたの1本の電話で救われる子どもがいます～

「児童虐待かも…」と思ったら、
すぐにお電話ください。

通話料無料
児童相談所
虐待対応
ダイヤル

いち はや く

189



- お住まいの地域の児童相談所につながります。
 - 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
 - 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。
- ※一部のIP電話からはつながりません。

子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません



子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

国民年金広場

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です！

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

日田年金事務所 ☎0973-22-6174

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。控除の対象となるのは、令和3年中に納められた保険料の全額です。（令和3年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	対 象 者	発送時期
①	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に納付された方	令和3年10月下旬から11月上旬
②	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に納付された方 (①の対象者は除きます。)	令和4年2月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談は、ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-003-004）までお願いします。